

丹波篠山市

農業委員会だより



農地パトロールを実施しました!

農業委員会では、例年8月上旬に市内全域において、地域の農地利用の確認や、遊休農地の実態把握と発生防止・解消、違反転用発生防止・早期発見を目的として、農地パトロールを実施しています。

農業委員や農地利用最適化推進委員、担当職員が農地を見回り、耕作の状況などを見て遊休農地になっていないか、今年も確認を行いました。

パトロールの結果、問題のある農地については、各地区担当委員による直接の是正指導や文書指導、今後の利用意向調査を行っています。遊休農地の発生は、農地集積に支障を来すだけではなく、病害虫発生を助長し、有害鳥獣の隠れ場所になるなど、農業振興に悪影響をおよぼします。

丹波篠山市農業委員会

☎552-6909 / FAX552-2090
E-mail nogyoin_div@city.sasayama.hyogo.jp

● 農地の適正な管理をお願いします

農地(田・畑)に雑草などが繁茂すると、病害虫が発生するなど周辺農地に悪影響をおよぼすだけでなく、近隣の生活環境の悪化にもつながります。農地を所有、または借り受けている方は、責任を持って草刈り、耕起などを行い、周囲に迷惑をかけないように、適正な管理をしましょう。

農地の管理や活用などへの不安やお困りごとは、担当の農地利用最適化推進委員や農業委員、農業委員会事務局までご相談ください。



● 相続登記の申請が義務化されています

4月1日から相続登記の申請が義務化されました。4月1日以前に発生した相続についても、相続登記の必要があることを知った日から3年以内の登記申請が義務付けられています。

- 手続きは①遺言書による相続、②遺産分割協議による相続、③法定割合による相続などがあります
- 正当な理由なく登記申請を行わないままだと、10万円以下の過料が科されることがあります
- 相続登記の申請を簡易に履行可能にする「相続人申告登記」という新たな制度が開始されました。登記申請の詳細は最寄りの法務局にお問い合わせください
- 農地を相続登記した場合には、農業委員会への届け出が必要です

農業者年金に加入しましょう

1. 農業に従事している方が加入できます

65歳未満の国民年金第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。また、農地を持たない配偶者や、後継者などの家族従事者も加入できます。

2. 「積立方式(確定拠出型)」年金です

加入者・受給者の数に左右されにくく、少子高齢化社会にも対応した年金です。

3. 保険料は自由に選べます

保険料は月額2万円から6万7,000円の間で、いつでも自由に設定、再設定できます。35歳未満の方は月額1万円から加入可能です。

4. 加入、脱退は自由です

5. 終身年金です

受給開始後は生涯受け取れます。万が一加入者・受給者が80歳前に亡くなられた場合でも、80歳までに受け取る老齢年金額(現在価値相当額)が死亡一時金として遺族に支給されます。

詳しくは。。。



農業者年金基金

<https://www.nounen.go.jp>

問い合わせ

独立行政法人 農業者年金基金
専門相談員 ☎03-5919-0371

「毎週金曜日発行!」

全国農業新聞を購読してみませんか?

全国農業会議所が発行している全国農業新聞は、農業の最新情報を農業者の視点から常に更新し、提供しています。農業全般の情報や各地域の明るい話題など農業者生活に役立つさまざまな情報が盛りだくさんです。これから農業を始めてみよう!という方にもおすすめです。

購読料 月額700円(送料、税込み)
申し込み 農業委員会事務局まで



農地に関する各種手続き

～3条申請・4条申請・5条申請・形状変更・相続手続き～

非農地証明願の提出

登記地目を農地以外に変更する場合、提出が必要です。ただし、該当筆の現況が農地以外になっている(20年以上)、農地への復元困難などの条件があります。

農地法第3条の3第1項の規定による届け出

相続により所有権を取得した場合、届け出が必要です。
届け出を要する権利取得は、相続、法人の合併・分割、時効などです。届け出は、権利取得を知った日からおおむね10カ月以内にすることになっています。

申請に関する農業委員会の流れについて

毎月5日(休日の場合は前開庁日)までに申請書類一式を農業委員会事務局に提出していただきます。

申請内容を事務局で確認後、現地調査を経て、毎月22日ごろの定例会議で審議が行われ、定例会議において許可されると、定例会議後に許可書を交付いたします。

農地法第4条申請、第5条申請は知事へ進達され、最短で翌月の月末頃に許可書交付となります。

※上記以外でも農地に関することは、**農業委員会事務局(☎552-6909)**まで、ご相談ください。

⚠ STOP! 農地の違反転用 ⚠

農地転用には許可が必要です!

農地の所有者を含め、違反転用者には厳しい措置がとられます。

◇農地法の罰則◇

3年以下の懲役または300万円(法人の場合1億円)以下の罰金

農地は大切な農業生産基盤です。農地の所有権移転・賃貸借権の設定・形状変更および農地以外に転用などをされる場合は、事前に農地法による手続きが必要です。

農地法第3条の許可申請手続き

農地を農地として売買・贈与・貸し借りをを行う場合、許可が必要です。令和5年4月1日より、必要な要件から農地下限面積要件が撤廃されています。

※農地の貸し借りは法律の改正により、令和7年4月から農地中間管理機構を通じた貸し借りでも権利設定ができます。貸し借りの期間は10年以上です。

詳細は**農都政策課(☎552-1114)**へご相談ください。

農地法第4条の申請許可手続き

自分名義の農地を、農地以外にして自分が利用する場合、許可が必要です。

農地法第5条の申請許可手続き

他人名義の農地を買受・借受して農地以外に利用する場合、許可が必要です。

農地形状変更に係る届け出

農地を耕作しやすいようにしたい場合(湿田解消のためのかさ上げなど)、届け出が必要です。

農業用施設等届け出

自分名義の農地を農業用倉庫・農機具庫などで利用する場合、届け出が必要です。

※農業用施設で面積が200㎡(2a)未満に限り、届け出で転用が可能です。

《注意》申請および届け出で農業振興地域整備計画の「農用地区域」内(農業経営で農業を振興し農地を保全する区域)で計画する場合は、事前に**農都政策課(☎552-1114)**へご相談ください。